

国際法 第一回 9・26

2007年9月26日

Copyright : Takumin

8:59



国際法 9...

「ゆんいんは」って名前。

国際法の中でも人道法。人間がどのように保護されるのか。イラクの空爆の時に人権は保護されるのか？付随的損害については規制できない。軍事的目標を攻撃するのみなのにね。

目標：国際法の基本概念を理解し、国際法から国際社会を見る眼を養う。

現在の国際社会の様子を考える。んでもってビデオね。

「世界子供白書～子供と武力紛争」

現在は選択議定書も、常設国際刑事裁判所も設立できている。国際法は、諸国の合意を得て条約を作る。条約の限界としては、非加盟国が出てくるということもある。国際刑事裁判所にはアメリカが加盟していない。京都議定書にもね。でも、条約ができることによって無秩序な状態からある程度の秩序ができるという点では意味がある。

障害者の子供の権利条約は今年できた。武器の規制も条約で行われるようになった。対人地雷禁止条約。あくまで対人。例えば、武器の軽量化によって使いやすくなった銃、つまり小型銃に関しては、会議しても全くまとまらず。国の意志で条約は決まってしまうので・・・

これからの流れ・・・

講義予定

- 1 ガイダンス／国際法とは何か
- 2 国際法の法源（条約、国際慣習法）／国際法と国内法
- 3 条約法／国際法の主体 <国>
- 4 国際法の主体 <国、国際機構>
- 5 国際法の主体 <人民、個人>
- 6 国際人権法
- 7 国際法における空間秩序（領域、海洋法）
- 8 国際環境法
- 9 国際責任法
- 10 国際紛争の平和的解決、国際裁判手続（国際司法裁判所）
- 11 戦争の違法化・武力行使の禁止、自衛権、国連の集団安全保障体制
- 12 国際人道法（戦時国際法・占領法） ミニ ユーロ諸条約、追加議定書（犠牲者保護条約）

講義予定

- 1 ガイダンス／国際法とは何か
- 2 国際法の法源（条約、国際慣習法）／国際法と国内法
- 3 条約法／国際法の主体 <国>
- 4 国際法の主体 <国、国際機構>
- 5 国際法の主体 <人民、個人>
- 6 国際人権法
- 7 国際法における空間秩序（領域、海洋法）
- 8 国際環境法
- 9 国際責任法
- 10 国際紛争の平和的解決、国際裁判手続（国際司法裁判所）
- 11 戦争の違法化・武力行使の禁止、自衛権、国連の集団安全保障体制
- 12 国際人道法（武力紛争に適用される法）、ジュネーブ諸条約・追加議定書（犠牲者保護を主に）
- 13 国際刑事裁判所、軍縮

次回から本格的な内容。国際慣習法はすべての国が拘束される法。あることを法的義務のように行っていると慣習的な義務になるということ→一般慣行＋法的信念

条約に関するルール。国際法における主体→国（作る主体・守る主体）・人民（自決権の主体―独立する際によく主張される）、個人（人権の主体）

日本が抱えている領土問題―北方領土・竹島・尖閣諸島

つまり領域と海洋法について。中国との東シナ海ガス田の問題。日本は陸地よりも排他的経済水域の方が大きい海洋大国である。重点を置く。

国際責任法→原状回復・金銭賠償・陳謝

実際の抗争の解決手段のおおよそは交渉で解決されている。国際法では裁判で解決されればよいという考えではない。国際法に基づいた交渉によって解決されることも望ましいと考えられている。ICJ（国際司法裁判所）国と国が合意してやる裁判が国際司法裁判。両国が同意しなければならないので。現在、国際司法裁判所には日本人が判事として行っている。

ここが最も重要。11ね。戦争の違法化・武力行使の禁止、自衛権、国連の集団安全保障体制。

国が武力行使をするには二つに限られている。一つは自衛権。自衛権の意味を正確に捉えなければね。実際に攻撃された場合の自衛権のこと。いわゆる専守防衛は国際法では合法ではない。個別的・集団的という問題もある。これを考える際には日米安全保障条約の内容にも着目する。自衛権以外にも武力行使できる場合がある。それは国連安全保障理事会で武力行使を容認する決議が行われた場合。1990年8月にイラクがクウェートに進行、その際に国連安保理が11月にすべての措置を執ることを容認するという決議をとった。それで湾岸戦争が始まった。

イラク戦争の際にも、アメリカはまずこの決議を取ろうとしたが失敗。そのまま戦争に突入した。つまり根拠のないものであるということ。

1 2 は先生が専門の国際人道法。空爆の際のルールとかね。

最終回が国際刑事裁判所と軍縮ね。国際法を概観する。

参考文献

1 参考書

栗林忠男『現代国際法』(慶應義塾大学出版会、1999 年)

小寺彰他『講義国際法』(有斐閣、2004 年)

大沼保昭『国際法 はじめて学ぶ人のための』(東信堂、2005 年)

杉原高嶺他『現代国際法講義』(有斐閣、第4 版、2007 年)

松井芳郎他『国際法』(有斐閣 S シリーズ、第5 版、2007 年)

教科書の指定しない。参考書の中から気に入ったものを購入して読んでくればいい。

「現代国際法」—これ推薦、でも最初に読むには最後の「国際法」というやつの方がいいかな。どれでもいいので図書館に行って読んでみて。

条約集の最新版をできれば買ってほしい。

2 条約集

『国際条約集 2007 年版』(有斐閣)、『解説条約集』(三省堂)、『ベーシック条約集』(東信堂)

3 判例集

松井芳郎編『判例国際法』(東信堂、第2 版、2006 年)

山本草二他編『別冊ジュリスト 156 国際法判例百選』(有斐閣、2001 年)

4 辞典

筒井若水編『国際法辞典』(有斐閣、1998 年)

国際法学会編『国際関係法辞典』(三省堂、第2 版、2005 年)

文献検索

『法律判例文献情報』、『国際法外交雑誌』各巻2 号文献目録

インターネット

国際連合ホームページ <http://www.un.org>

国際司法裁判所ホームページ <http://www.icj-cij.org>

赤十字国際委員会 <http://www.icrc.org>

今日は二限の途中からアンケートを採ってかなり早く終わる。

第一回 国際法とは何か。

国際法とは

「主として国と国との関係を規律する法」、「国際社会の法秩序を形成する規範の総体」

国際法の歴史

中国(華夷秩序)

イスラーム圏

ギリシャ都市国家間の法

ローマ法 *jus gentium* (諸国民の法または万民法)

1625 年 グロチウス『戦争と平和の法』

国際法の歴史

中国（華夷秩序）

イスラーム圏

ギリシャ都市国家間の法

ローマ法 *jus gentium*（諸国民の法または万民法）

1625年 グロチウス『戦争と平和の法』

1648年 ウェストファリア体制

神聖ローマ帝国の皇帝および領邦を一方とし、フランス（ミュンスターで締結）・

スウェーデン（オスナブリュックで締結）を各々他方とする2つの講和条約

jus inter gentes（主権国家間の法）

現在考える国際法とはどのようなものか。対等な主体間の規律。中国は中華思想があった。外に行くにつれて野蛮になる。中国と日本の関係は朝貢の関係。日本は中国に遣唐使を送るが、中国にとっては朝貢使であった。対等というものがなかったのが中国。問題は中国が対等な付き合いを要求されたときの対応である。欧米列強が対等な交際を求めてくる。当時は清だったが、皇帝に合うためには三回跪き、九回頭を垂れることが礼儀なのだが、結局跪くだけでよくなる。

東アジアを支配していた秩序には、対等というものがなかったということが重要なよ。次にイスラーム圏をみてみよう。宗教共同体間で法が存在していた。イスラーム教は拡大していくのだが、イスラーム教を信じていない国との関係はどうなるのかというと、例えば偶像崇拜、他宗教（ユダヤ教・キリスト教）とはどのような関係になるのか。偶像崇拜との関係は、ジハード（聖戦）の関係になる。「コーランを受け入れてイスラーム教になるか、聖戦するか」。他宗教との関係は「コーランか、剣か、貢納か」この「貢納」は対等ではなくて、下位のものという考え方なので対等ではない。

被保護民は人頭税を払って一定の保護を得ていた。

次にギリシャの都市国家間の関係。同盟条約が結ばれていた。これ自体は対等であるが、それ以外の国家は野蛮国家、バーバリアンとかがえるので現在の国際法とは合わない。

ローマ市民－外国人を結んでいたものが「諸国民の法または万民法」である。これが期限とする考えもある。

グロチウス。この時代ヨーロッパは、三十年戦争という、最後で最大の宗教戦争を行っていた。戦争を始める際の規制と始まってからのこの戦闘手段の規制を使用した。

戦争の開始についての法。どのような場合に戦争を開始できるか。防衛の場合とっている。もう二つ、取られたものの回復、刑罰を加えるとき、の三つを定めた。

これが国際人道法でみてゆく（戦争手段）

戦争が終わるとウェストファリア条約が結ばれる。三十年戦争は神聖ローマ帝国の旧教・新教で争ったもの。神聖ローマ帝国の皇帝と領邦が主体となって対等に結んだ体制。両者が対等となって条約を結ぶ。

現在の国際法は、国と国の対等な主体間を結ぶ法ということである。

日本と国際法の関係を見てみよう。

日本と国際法

1853年 ペリー、浦賀に入港

1854年 日米和親条約（神奈川条約）

イギリス、ロシア、オランダとの間にも同様の条約

1858年 日米修好通商条約 不平等条約—関税自主権の喪失、領事裁判権の承認

オランダ、ロシア、イギリス、フランスとの間にも同様の条約

1875年 樺太千島交換条約

1876年 日朝修好条規

1894年 日清戦争

1895年 日清講和条約（下関条約）

1896年 日清通商航海条約 不平等条約—関税自主権の喪失、領事裁判権の承認

1904年 日露戦争

1905年 ポーツマス条約

1910年 日韓併合条約

...

1951年 サンフランシスコ平和条約（対日平和条約）

国際法の種類

国際司法裁判所規程第38条：条約、慣習法、法の一般原則

法という名前がついていると国内法のイメージがついてしまうが、それとは違う。つまり、日本は三権分立を定めているが、そういうものは国際法においては通用しないということ。国を超える機関は存在しない。分権的であるということには注意すること。

国際法の定立、適用、執行

cf. 国内の三権分立 立法・司法・行政

伝統的国際法から現代国際法へ

伝統的国際法から現代国際法へ

武力行使の違法化

国際社会の組織化—多数の国際機構の登場

国際法の主体（国、国際機構、個人）

国際法が保護する利益—国の個別的利益+国際社会の共通利益

戦争に訴える権利があるという考え方であったが、国連憲章において武力行使は違法とされている。

国際機構…国際法の主体は国だけではなく、国際機構は個人も該当する。

個別的利益だけではなく、国際社会の共通利益も考慮されるようになってきている。というのは、個別的には還元できない利益のこと。例えば人権保護や環境保護とか。国際社会の共通利益となると、相対的義務ではなく対世的義務ということになる。

侵略戦争の禁止、ジェノサイド（大量虐殺）の禁止などは対世的義務ということになる。

国際法は一定のものについては強く規制するという性格を持つということになる。昔はどの

ような契約を結んでも自由で、それを規制するものなんてなかったのだが、国際法の下では、一定程度の規制が入り込んでくる。これらをふまえて来週から授業に入る。

成績の評価について、授業内の小レポート。2回考えている。

12月になれば試験の問題は準備できるように発表する。以上！！